

する者（以下この節において「土地の所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

- (1) 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。）
- (2) 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項
- (3) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- (4) 管理協定の有効期間
- (5) 管理協定に違反した場合の措置
- (6) 当該緑地に保全すべき指定植物が生育している場合においては、当該指定植物の保全に関する事項

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならぬ。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- (1) 緑の基本計画との調和が保たれたものであること。
- (2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

（管理協定の基準）

第15条 条例第17条第3項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (2) 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病虫害の防除その他これらに類する事項で、緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならぬ。
- (3) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、緑地の適正な保全に資するものでなければならぬ。
- (4) 管理協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- (5) 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課すものであつてはならない。
- (6) 指定植物の保全に関する事項は、第2号に定めるもののほか、指定植物周辺の土壌の管理、倒木の処理その他これらに類する事項で、指定植物の生育に関連して必要とされるものでなければならぬ。

<p>4 法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（法第70条第1号イに掲げる業務を行うものに限る。）が第1項に規定する管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>5 市は、第1項の規定による管理協定を締結しようとするとき又は前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、当該管理協定区域の土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。 （管理協定の縦覧等）</p> <p>第18条 市は、管理協定を締結しようとするとき又は前条第4項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。</p>	<p>（管理協定の認可）</p> <p>第16条 条例第17条第4項の規定による認可の申請は、管理協定認可申請書（様式第13号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添付して、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 条例第17条第1項各号に掲げる事項に関する図書</p> <p>(2) 条例第17条第2項の規定による合意を得たことを証する書類</p> <p>(3) その他認可の申請に関し市長が必要と認める図書</p> <p>（管理協定の公告及び縦覧）</p> <p>第17条 条例第18条第1項の規定による公告は、飯田市公告式条例の例により行うものとする。</p> <p>2 前項の公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。</p> <p>(1) 管理協定の名称</p> <p>(2) 管理協定区域</p> <p>(3) 管理協定の有効期間</p> <p>(4) 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設</p> <p>(5) 管理協定の縦覧場所</p> <p>3 条例第18条第1項の規定による管理協定の図書の縦覧は、市長の指定する場所において行うものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該管理協定の図書をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p> <p>（管理協定の認可及び公告）</p> <p>第18条 条例第19条の規定による管理協定の認可は、管理協定認可書（様式第14号）を交付して行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市に意見書を提出することができる。 （管理協定の認可）</p> <p>第19条 市長は、第17条第4項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 管理協定の内容が、第17条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 （管理協定の公告等）</p>	

<p>第20条 市は、管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p> <p>第21条 第17条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、管理協定において定めた事項の変更(規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。(管理協定の変更)</p> <p>第22条 第20条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後に当該管理協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。</p>	<p>2 前条の規定は、条例第20条の規定による公告及び縦覧について準用する。</p> <p>3 市長は、前項の公告をしたときは、当該管理協定の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該管理協定の図書の写しを送付するものとする。 (管理協定の区域である旨の明示)</p> <p>第19条 条例第20条の規定による管理協定区域である旨の明示は、別図第2号による標識を当該管理協定区域内の公衆に対し見やすい位置に設置することにより行うものとする。この場合においては、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。 (管理協定の軽微な変更)</p> <p>第20条 条例第21条の規則で定める軽易な変更は、地名又は地番の変更とする。</p>
<p>第4章 緑化推進重点地区等 (緑化推進重点地区)</p> <p>第23条 景観計画区域のうち、主として都市計画区域内の土地の区域(農用地等又は保安林である土地の区域を除く。)について、当該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に法第4条第2項第8号に規定する地区(以下「緑化推進重点地区」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 緑化推進重点地区に関する緑の基本計画には、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))をいう。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるほか、規則で定める事項を定めるものとする。</p> <p>3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えないものとする。 (準緑化推進重点地区)</p> <p>第24条 景観計画区域のうち、都市計画区域外の土地の区域(農用地等若しくは保安林又は緑化推進重点地区である土地の区域を除く。)について、当</p>	<p>第4章 緑化推進重点地区等 (緑化推進重点地区等)</p> <p>第21条 条例第23条第2項の規則で定める事項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)は、位置及び区域とする。</p>

<p>該区域の緑化の推進を図る必要があるときは、緑の基本計画に緑化推進重点地区に準ずる地区（以下「準緑化推進重点地区」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、準緑化推進重点地区に関する緑の基本計画について準用する。</p> <p>3 前項の緑の基本計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えないものとする。</p> <p>第5章 市民緑地 （市民緑地契約の締結等）</p> <p>第25条 市は、法第55条第1項又は第2項の規定によるほか、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画区域外における規則で定める規模以上の土地の所有者の申出に基づき、当該土地の所有者と次に掲げる事項を定めた契約（以下「市民緑地契約」という。）を締結して、当該土地に住民の利用に供する緑地（農用地等又は保安林である土地の区域を除く。）又は緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下この項において同じ。）を設置し、これらの緑地又は緑化施設（以下「市民緑地」という。）を管理することができらる。</p> <p>(1) 市民緑地契約の目的となる土地の区域</p> <p>(2) 次に掲げる事項のうち必要なもの</p> <p>ア 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項</p> <p>イ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項</p> <p>ウ 緑化施設の整備に関する事項</p> <p>(3) 市民緑地の管理の方法に関する事項</p> <p>(4) 市民緑地の管理期間</p> <p>(5) 市民緑地契約に違反した場合の措置</p> <p>2 市は、準緑地保全配慮地区内の緑地の保全又は準緑化推進重点地区内の緑化の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地の所有者の申出がない場合であっても、当該地区内における同項に規定する土地の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地に市民緑地を設置し、これを管理することができる。</p> <p>3 市民緑地契約の内容は、緑の基本計画との調和が保たれたものでなければ</p>	<p>(第21条参照)</p> <p>第5章 市民緑地 （市民緑地の土地の規模）</p> <p>第22条 条例第25条第1項の規則で定める規模は、300平方メートルとする。</p> <p>（市民緑地契約の申出）</p> <p>第23条 条例第25条第1項の規定による申出は、市民緑地設置申出書（様式第15号）の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 市民緑地の設置の申出の趣旨</p> <p>(2) 条例第25条第1項各号に掲げる事項に関する素案</p> <p>(3) 市民緑地契約の目的となる土地の土地所有者等の全員の合意を得たことを証する書類</p>
--	--

<p>ばならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による市民緑地の管理期間は、1年以上で規則で定める期間以上でなければならぬ。</p> <p>5 市は、第1項又は第2項の規定による市民緑地契約を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、及び縦覧し、かつ、市民緑地の区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。</p>	<p>(市民緑地契約の期間)</p> <p>第24条 条例第25条第4項の規則で定める期間は、5年とする。</p> <p>(市民緑地契約の公告及び縦覧)</p> <p>第25条 第17条第1項及び第3項の規定は、条例第25条第5項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第1項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第5項」と、第3項中「第18条第1項」とあるのは「第25条第5項」と、「管理協定の図書」とあるのは「市民緑地契約の図書」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。</p> <p>(1) 市民緑地の名称</p> <p>(2) 市民緑地契約の目的となる土地の区域（以下「市民緑地の区域」という。）</p> <p>(3) 市民緑地の管理期間</p> <p>(4) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設</p> <p>3 市長は、第1項の公告をしたときは、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所の長に、当該市民緑地契約の図書の写しを送付するものとする。</p> <p>(市民緑地の標識)</p> <p>第26条 条例第25条第5項の規定による市民緑地である旨の明示は、別図第3号による標識を当該市民緑地の区域内の公衆に対し見やすい位置に設置することにより、行うものとする。この場合においては、当該標識を設置する土地の所有者又は占有者又は占有者の同意を得て設置するものとする。</p>
<p>(審議会等への付議)</p> <p>第26条 市は、法第55条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域に係る地域協議会及び審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(市民緑地契約に関する申出)</p> <p>第27条 まちづくり委員会又は規則で定める団体は、良好な生活環境の形成を図るため、市に対し、法第55条第2項又は第25条第2項の規定による市民緑地の設置について申し出る土地の区域、規則で定める団体にあつては当該団体に係る土地の区域に限る。</p> <p>2 前項の規定による申出は、当該申出に係る市民緑地の素案を添えて、規</p>	<p>(市民緑地の申出ができる団体)</p> <p>第27条 条例第27条第1項の規則で定める団体は、第6条第2項各号に定める団体とする。</p> <p>(市民緑地の申出の方法)</p> <p>第28条 第23条の規定は、条例第27条第1項の規定による申出について準</p>

<p>則で定めるところにより行われなければならない。この場合においては、当該市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見書及び当該土地の所有者全員の同意書を添えなければならない。</p> <p>(申出に対する市の判断)</p> <p>第28条 市は、前条第1項の規定による申出が行われたときは、遅滞なく、当該申出を踏まえて市民緑地を設置する必要があるかどうかを判断し、当該市民緑地を設置する必要があるときは、当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の所有者に当該市民緑地に関する協議を求めるとする。</p> <p>(申出を踏まえた市民緑地の案の審議会等への付議)</p> <p>第29条 市は、前条の規定により申出を踏まえて市民緑地を設置しようとする場合において、その設置が当該申出に係る市民緑地の素案の一部を実現することとなるものであるときは、第26条の規定により当該市民緑地の案について意見を聴く地域協議会及び審議会に対し、当該申出に係る市民緑地の素案を提出しなければならない。</p> <p>(申出を踏まえた市民緑地の設置をしない場合にとるべき措置)</p> <p>第30条 市は、第28条の規定により同条の判断をした結果、第27条第1項の申出を踏まえて市民緑地を設置する必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該申出をした団体及び当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会に通知しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該申出に係る市民緑地の素案の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会に当該申出に係る市民緑地の素案を提出してその意見を聴かなければならない。</p> <p>(市民緑地の管理等)</p> <p>第31条 市は、法第55条第1項若しくは第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地を設置し、及び管理をする場合において、当該市民緑地契約の目的となる土地の区域の全部又はその一部について、規則で定める団体に、規則で定めるところにより、当該市民緑地を管理するための協力を求めることができる。</p>	<p>用する。この場合において、同条第3号中「全員の合意」とあるのは「全員の同意」と読み替えるものとする。</p> <p>(市民緑地契約をしない旨の通知)</p> <p>第29条 条例第30条第1項の規定による通知は、通知書(様式第16号)を、当該申出をした者に送付して行うものとする。</p> <p>(市民緑地の管理の協力を求める団体)</p> <p>第30条 条例第31条の規則で定める団体は、当該市民緑地を利用し、又は利用しようとする団体であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 条例第32条第1項に規定する緑の育成協議会</p> <p>(2) 次のアからオまでの全てに該当する団体</p> <p>ア 当該市民緑地の区域に係る地域協議会の意見を聴いたうえで、市長が適当であると認める団体であること。</p> <p>イ 当該市民緑地の利用に関する規約を有すること。</p>
---	---

<p>ウ 前イに規定する規約は、広く市民等の利用に供するものであること。</p> <p>エ 市民緑地の管理の方法は、緑の基本計画に適合するものであること。</p> <p>オ 団体の代表者を有すること。 (市民緑地の管理の協力)</p> <p>第31条 市長は、条例第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求めようとする場合は、前条の規定による団体と次に掲げる事項に関する協定を締結するものとする。</p> <p>(1) 協定の目的となる市民緑地の区域</p> <p>(2) 市民緑地の区域内の緑地の管理の方法に関する事項</p> <p>(3) 市民緑地の区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の管理に関する事項</p> <p>(4) 協定の有効期間</p> <p>第6章 緑の育成協議会</p>	<p>第6章 緑の育成協議会 (緑の育成協議会)</p> <p>第32条 農林漁業を営む者、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項の市民農園の開設者若しくはその利用者、同法第7条第1項の規定により認定を受けた者、森林法第2条第2項に規定する森林所有者及び農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。）、里山（市街地又は集落の周辺にあつて、人間の働きかけによつて環境が形成された土地をいう。以下この項において同じ。）、森林その他の緑地の存する土地の区域において活動するまちづくり委員会（以下この項において「農林漁業を営む者等」という。）は、農地、里山、森林その他の緑地を保全し、地域の農林漁業の振興、市民の健康増進、域産域消（地域において生産された農作物を地域において消費することをいう。）の推進及び都市と農村との交流の促進を図るために必要な協議を行うため、緑の育成協議会を組織することができる。この場合において、農林漁業を営む者等は、必要があるとき、緑の育成協議会に観光関係団体、商工関係団体、農林漁業関係団体、公益事業を営む団体、住民その他農林漁業の振興又は市民の健康の増進を図る活動を行うものを加えることができる。</p> <p>2 緑の育成協議会は、必要があるとき、その構成員以外の関係行政機関若しくは事業者又は団体に対し、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
---	---

<p>3 緑の育成協議会の構成員は、第1項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、緑の育成協議会の運営に関し必要な事項は、緑の育成協議会が定める。</p> <p>(緑の育成協議会の認定)</p> <p>第33条 前条第1項の規定による緑の育成協議会を組織しようとするものは、規則で定めるところにより、当該緑の育成協議会の活動が適当である旨の市長の認定を受けなければならない。</p>	<p>(緑の育成協議会の認定の申請)</p> <p>第32条 条例第33条第1項の規定により緑の育成協議会の認定を受けようとする者は、緑の育成協議会認定申請書(様式第17号)の正本2部及び副本に、次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 緑の育成協議会の構成員の名簿</p> <p>(2) 緑の育成協議会の設立の目的を記載した図書</p> <p>(3) 緑の育成協議会の運営に関する規約</p> <p>(4) 条例第33条第2項第1号に規定する事業計画を示す事業計画書</p> <p>2 市長は、条例第33条第2項の規定により緑の育成協議会の認定をしたときは、第1項の申請をした者に対し、緑の育成協議会認定書(様式第18号)を交付するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、当該認定をするものとする。この場合において、当該申請が農業の振興を図る目的で組織される緑の育成協議会である場合においては、飯田市農業委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 農用地等又は森林の活用を当該構成員の相互の協力により実施するための事業計画(以下「事業計画」という。)を有すること。</p> <p>(2) 事業計画は、第32条第1項の目的の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 事業計画は、市民農園整備促進法及び農用地等並びに森林に関する法令の規定に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑の育成協議会の運営に関する規約を有し、当該規約は、この章の規定の施行に適合するものであること。</p> <p>(5) その他規則で定める事項に適合するものであること。</p>	<p>(緑の育成協議会の認定要件)</p> <p>第33条 条例第33条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 緑の育成協議会の活動が、当該緑の育成協議会の活動する地域の活性化に資するものであること。</p> <p>(2) 緑の育成協議会の構成員としての参加希望者を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(緑の育成協議会の認定の公表)</p> <p>第34条 条例第33条第3項の規定による公表は、飯田市公告式条例の例により行うものとし、かつ、その旨をインターネットを利用して2週間表示するものとする。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定により緑の育成協議会を認定したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。</p>	

<p>4 第1項の認定を受けた緑の育成協議会の代表者は、代表者の氏名及び住所、主な事務所の所在地並びに活動内容に変更（規則で定める軽易な変更を除く。）があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 第1項の認定を受けた緑の育成協議会が緑の育成協議会の解散その他の事由により認定の要件に該当しなくなった場合は、当該緑の育成協議会の代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</p> <p>6 市長は、前項の規定による届出があったとき又は緑の育成協議会がその認定の要件に該当しなくなったときは、当該緑の育成協議会の認定を取り消すものとする。</p> <p>7 市長は、緑の育成協議会に対し、必要があると認めるときは、その活動内容その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(軽易な変更) 第35条 条例第33条第4項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。 (1) 構成員数（構成する人の数をいう。）の2分の1を超える減少 (2) 第32条第1項第2号の緑の育成協議会の設立の目的を変更することとなる同項第3号の規約及び同項第4号の事業計画の変更（変更の届出） 第36条 条例第33条第4項の規定による変更の届出は、緑の育成協議会変更届出書（様式第19号）に、当該変更となった第32条第1項各号に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。 (解散等の届出) 第37条 条例第33条第5項の規定による届出は、緑の育成協議会解散等届出書（様式第20号）を市長に提出して行うものとする。 (認定の取消し) 第38条 条例第33条第6項の規定による認定の取消しは、緑の育成協議会認定取消通知書（様式第21号）を、前項の届出をした者又は認定の要件に該当しないこととなった団体の代表者に送付して行うものとする。</p>
<p>第7章 雑則 (報告及び立入調査) 第34条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、この条例の規定により指定された緑地を管理する者若しくは市民緑地の管理に協力する者若しくは利用する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該緑地の区域に立ち入り、その管理若しくは利用の状況について調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(書類の閲覧) 第35条 市長は、第15条第1項の規定による届出に係る書類のうち、良好な</p>	<p>第7章 雑則 (報告) 第39条 市長は、条例第34条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書（様式第22号）を、同項に規定する者に送付するものとする。 2 前項の規定による報告等依頼書を受理した者は、遅滞なく、報告書（様式第23号）又は資料を市長に提出しなければならない。 (身分証明書) 第40条 条例第34条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、飯田市職員服務規程（昭和45年飯田市訓令第6号）第5条の2第2項の規定による職員証とする。 (書類の閲覧) 第41条 条例第35条第1項の規則で定める書類は、第12条第1項の規定に</p>

飯田市緑の育成条例・同規則

<p>緑の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。 (台帳)</p> <p>第36条 市長は、緑の育成に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>よる行為概要書及び同項の規定により添付する図書（以下この条において「行為概要書等」という。）とする。</p> <p>2 条例第35条第1項の規定による書類の閲覧は、次に掲げるところにより、行うものとする。</p> <p>(1) 飯田市の休日（飯田市の休日を定める条例（平成元年飯田市条例第40号）第1条第1項に規定する市の休日という。）においては、行為概要書等を閲覧に供さない。</p> <p>(2) 行為概要書等の閲覧をする時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(3) 行為概要書等の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備える閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。</p> <p>(4) 行為概要書等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>ア 閲覧の場所は、市役所本庁事務所とする。</p> <p>イ 係員の指示に従って、所定の場所で閲覧をすること。</p> <p>ウ 行為概要書等を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>エ 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。</p> <p>3 前項の規定による書類の閲覧は、条例第15条第1項又は第2項の規定による届出があった日から3年を経過する日までに限りできるものとする。</p> <p>(台帳)</p> <p>第42条 条例第36条第2項の規則で定める台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳とする。</p> <p>(1) 条例10条第1項の規定による緑地保全配慮地区及び条例第12条第1項の規定による準緑地保全配慮地区に関するもの</p> <p>(2) 条例第17条第1項の規定による管理協定に関するもの</p> <p>(3) 条例第23条第1項の規定による緑化推進重点地区及び条例第24条の規定による準緑化推進重点地区に関するもの</p> <p>(4) 法第55条第1項若しくは第2項又は条例第25条第1項又は第2項の規定による市民緑地に関するもの</p> <p>(5) 条例第32条第1項の規定による緑の育成協議会に関するもの</p> <p>2 前項の台帳の作成は、次の各号に掲げる台帳の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載するものとし、台帳の保管は、指定に係る</p>
--	--

<p>書面及び図書と共に保管するものとする。</p> <p>(1) 緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区 指定番号、指定年月日、地区の位置及び区域その他必要な事項</p> <p>(2) 管理協定 締結又は認可番号、締結又は認可年月日、条例第17条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項</p> <p>(3) 緑化推進重点地区及び準緑化推進重点地区 指定番号、指定年月日、建築物の緑化率の最低限度、地区の位置及び区域その他必要な事項</p> <p>(4) 市民緑地 指定番号、指定年月日、条例第25条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項</p> <p>(5) 緑の育成協議会 認定番号、認定年月日、代表者の氏名及び住所、認定の理由となつた活動事項、活動の範囲及び内容、構成員のおおむねの数のその他必要な事項</p>	<p>第8章 補則 (補則)</p> <p>第43条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
--	---

<p>(情報の発信及び提供)</p> <p>第37条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区、管理協定、緑化推進重点地区、準緑化推進重点地区、市民緑地、緑の育成協議会に関する情報その他緑地の保全及び緑化の推進に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。</p> <p>(助言及び協力等)</p> <p>第38条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を講じることにより、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会の活動に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、第31条の規定により市民緑地の管理の協力を求められた者又は緑の育成協議会に対し、必要があると認めるときは、その緑の育成の活動に関し必要な助言をし、及び報告を求めることができる。</p> <p>3 まちづくり委員会は、市長に対し、その活動する地域の緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言又は協力を求めることができる。</p> <p>4 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした緑地の保全及び緑化の推進を図るため必要な助言及び協力をを行うものとする。</p> <p>第8章 補則 (委任)</p> <p>第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>第8章 補則 (委任)</p> <p>第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
---	--

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。 (条例施行前の手続)</p> <p>2 市又は市長は、この条例の規定により、あらかじめ地域協議会又は審議会 の意見を聴いて定めることとされるものとするときは、この 条例の施行の日前でも当該地域協議会又は審議会の意見を聴くことができ る。</p> <p>附 則 (平成20年9月30日条例第33号)</p> <p>この条例は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年12月26日条例第54号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年12月25日条例第37号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年 4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月27日条例第17号)</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日規則第16号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行す る。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯田市土地利用調整条例施行規則第11条 第1項、飯田市緑の育成条例施行規則第14条第1項及び飯田市屋外広告 物条例施行規則第26条第1項の規定 (以下これらを総称して「飯田市土 地利用調整条例施行規則等の規定」という。) は、施行日以後の飯田市土 地利用調整条例施行規則等の規定による届出受理通知書に係る当該届出 について適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成23年3月25日規則第12号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>
--	---